

令和8年度「松江市地域こどもの生活支援強化事業補助金」募集要項

1 補助事業の趣旨

この事業は、民間団体が多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地域にある様々な場所を活用して、食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化することを目的としています。

2 応募資格者

松江市内に事務所を置き、松江市内においてこどもの居場所の設置、運営等を行う団体で市税に滞納がない次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 居場所の設置、運営等の実績が概ね1年以上あること
- (2) 代表者が明らかであること
- (3) 法令などを遵守していること
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと
- (5) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

3 補助対象事業（補助金の交付対象となる事業）

夏休み期間中に、暑さ等対策の整った安全な場所において食事を提供し、次に掲げる事業の内容をすべて満たす事業

- (1) 児童クラブに入会していない小学生を対象とすること
- (2) 平均週3日以上を開所すること
- (3) 20人以上が受け入れ可能な場所を確保すること
- (4) 1日あたり6～8時間程度開所して実施すること
- (5) 支援する食数は、最大1日1人あたり2食までとすること

4 補助金額等

補助率、補助金額	この補助金の交付額は、補助対象経費の支出額から補助事業に係る収入額を控除した額に10分の10を乗じて得た額とします。ただし、4,200,000円を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 人件費（報酬・給料・手当・報償費・共済費。ただし、スタッフ・アルバイト等臨時的職員へ支給されるものに限る）・ 改修費・ 備品購入費（300,000円未満で、かつ、交付する補助額の1/2以下）・ 旅費・ 需用費（食料費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費）・ 役務費（通信運搬費、保険料）・ 委託料・ 使用料及び賃借料

	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金 ・補助及び交付金
対象期間	令和8年7月18日～令和8年8月31日

5 事業実施に係る留意事項

(1) 補助対象経費等について

- ・補助対象経費の合計が500,000円に満たないものは、補助対象事業とはしません。
- ・補助対象経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いるものとし、当該単価から乖離した単価を用いた経費については、その全部又は一部を補助の対象としません。

(2) 補助金の重複受給の禁止、会計区分等について

- ・補助対象事業以外の事業を実施している場合は、会計を区分してください。
- ・補助対象経費に重複して、他の補助金等の交付を受けてはいけません。
- ・補助対象事業に関する会計帳簿類の整備、保管をお願いします。

(3) 支援対象者の秘密の保護等

- ・支援対象者のプライバシー保護に十分配慮してください。また、業務上知り得た秘密は漏らさないようにしてください。
- ・居場所等として利用する建物については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとしてください。

(4) 連携・協力依頼

- ・採択された場合は、松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室（以下「青少年支援室」という。）と連携をとりながら事業を実施してください。
- ・青少年支援室が、この事業に関する調査や公表を行う場合には、資料の提供・作成にご協力ください。

6 応募方法

松江市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第3条に規定する添付書類を青少年支援室まで2部提出（郵送または持参）してください。

（添付書類）

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・定款・登記事項証明書等団体の活動が確認できる資料
- ・団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ・新聞記事、会報等団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料
- ・市税等の完納証明書

7 提出期限

令和8年6月26日（金） 青少年支援室必着

※応募に要する経費は、応募者の負担とします。また、提出された計画書等は返却しません。

8 応募事業の審査、採択等

(1) 青少年支援室から事業内容の確認等を行う場合があります。

- (2)採択は、選考委員会（非公開）を組織して行います。
- (3)応募の状況等により、ヒアリング等を実施する場合があります。その場合は改めてお知らせします。
- (4)採択にあたっては、実施方法、執行額などに条件を付す場合があります。

9 審査基準

提案された計画は、次の点に視点をおいて審査しますので、参考にしてください。

事業の目的	困難を抱える子どもに関する課題を把握し、解決に向けた取り組みが示されているか。 困難を抱える子どもに対する支援として、事業の目的が明確かつ適正に示されているか。
事業の内容	計画されている事業内容が具体的かつ実現性の高いものか。 関係機関と連携・協働し、必要に応じた支援が実施される内容になっているか。 事業に団体の特色や独自性が見られるか。 スケジュールは適正かつ妥当か。
事業の効果	子どもが安心して過ごせる場所となっているか。 助成を受けることで、ネットワークの充実・強化につながるか。 支援が必要な子どもの発見と対応について、考えられているか。 地域との連携・協働、地域の支援が得られる事業か。
執行体制	事業を適正かつ着実に実施できる人員等の体制が整えられているか。 市民の平等かつ公平な利用が確保できる団体であるか。
活動実績	事業を効果的に実施するために必要な活動実績を有しているか。 懸案事項に対処できる能力があるのか。（困難事例への対応、他機関との連携）
収支計画	提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。 支出に偏りがなく、適切に配分されているか。
その他	計画書は、事業を簡潔明瞭に記載してあるか。 事業に対して熱意が感じられるか。

10 問い合わせ先

〒690-0061 松江市白潟本町 43 番地スティック 6 階
松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室
TEL : 0852-24-7602 FAX : 0852-20-2852
E-mail: seishounen@city.matsue.lg.jp

《様式等掲示サイト》

「松江市ホームページ」→「暮らしのガイド」→「子育て・教育」→「健全育成・青少年」→「困難を抱える子ども・若者の支援」→「松江市地域こどもの生活支援強化事業補助金 令和8年度補助事業者募集」の中のメニューからダウンロードできます。